

公衆浴場営業に係る手続一覧

届出先 松山市保健所 1F 生活衛生課 (TEL:089-911-1807、FAX:089-923-6627)

届出区分	変更（法人）	変更（個人）	停止	廃止・一部廃止
提出書類	公衆浴場営業（許可申請書・承継届出書）記載事項変更届出書（様式第8号）	公衆浴場営業（許可申請書・承継届出書）記載事項変更届出書（様式第8号）	公衆浴場営業停止届出書（様式第9号）	公衆浴場営業廃止届出書（様式第11号） 公衆浴場営業一部廃止届出書（様式第12号）
届出者	営業者（法人）	営業者（個人）	営業者	営業者
手数料	無料			
提出期限	変更後10日以内		停止後10日以内	廃止後10日以内
添付書類および注意事項	【構造設備の変更】 ・変更の状況を示す図面（変更の前後が分かるもの） 【法人の名称、事務所所在地、代表者氏名、定款又は寄付行為の変更】 ・変更に係る登記事項証明書 ・定款又は寄附行為の写し ・許可証 【公衆浴場の名称の変更】 ・許可証 【管理者、衛生管理責任者の変更】 ・添付書類なし ※管理者の変更の場合、承諾書の添付をお願いすることがあります。	【構造設備の変更】 ・変更の状況を示す図面（変更の前後が分かるもの） 【公衆浴場の名称、営業者の氏名、営業者の住所の変更】 ・許可証 【管理者、衛生管理責任者の変更】 ・添付書類なし ※管理者の変更の場合、承諾書の添付をお願いすることがあります。	【営業の全部を停止】 ・添付書類なし 【営業の一部を停止】 ・停止した施設の状況を示す図面 ※営業再開の注意事項 ・営業を再開した時は、公衆浴場営業再開届出書（様式第9号）を速やかに提出すること。 ・営業の一部を再開した時は、その再開した施設の状況を示す図面を添付すること。	【営業の全部を廃止】 ・許可証 【営業の一部を廃止】 ・廃止した施設の状況を示す図面

届出区分	営業許可証の再発行	相続による承継	合併・分割による承継	譲渡
提出書類	公衆浴場営業許可証（汚損・紛失）届出書（様式第4号）	相続による公衆浴場営業承継届出書（様式第6号）	合併又は分割による公衆浴場営業承継届出書（様式第7号）	譲渡による公衆浴場営業承継届出書（様式第5号）
届出者	営業者	相続により営業者の地位を承継した者	合併後存続する法人、合併により設立した法人、分割により承継した法人	譲渡により営業者の地位を承継した者
手数料	無料			
提出期限	速やかに	遅滞なく		
添付書類および注意事項	※再発行後、紛失した許可証を発見した場合は、直ちに発見した許可証を返納してください。	＜事実を証する書面＞ ・戸籍謄本（被相続人の出生から亡くなるまでの連続したもの） 又は法定相続情報一覧図の写し ・同意書（法定相続人が複数いる場合のみ） ・許可証	＜事実を証する書面＞ ・承継した法人の定款又は寄附行為の写し ※定款又は寄附行為の写しに合併・分割の情報が記載されていない場合は、議事録の写し、登記事項証明書等の添付をお願いすることがあります。 ・許可証	＜事実を証する書面＞ ・営業の譲渡が行われたことを証する書類 ・許可証